

輸入食品の安全性確保に関する考え方と今後の課題

2003年12月
日本生活協同組合連合会
組合員活動部
中野 勲

1. 背景

- ・法制度の枠組みとしては、包括的輸入禁止規定(2002年)、食品衛生法改正による諸施策の実施(例:残留基準のポジティブリスト化など)など前進が図られてきている。
- ・食品安全モニター調査(2003年食品安全委員会実施)では、66.4%のモニターが「食品の安全性の観点からより不安があると感じる」と回答。
⇒輸入食品の増加:国内での食品安全性確保対策に関し、海外で生じた事故・食品汚染等が直接影響を及ぼす事から来る不安要因。

2. 今後の課題(運用面として)

※食品安全モニターが行政に期待することは、検疫所の監視業務の強化(72.1%)、輸出国の衛生管理状況等の情報収集(55.4%)

(1) 検査・監視の目的

- (1)輸入食品も含め、国内で流通・販売されている食品が日本の法制度を遵守しているか確認すること。
- (2)食品の安全性確保に関する事項の実態や動向を科学的見地から把握し、得られた情報を施策に反映すること
⇒輸入食品の安全性確保も、この目的に即して、手法を再検討する必要性がある。

(2) 個別運用に関する事項

- (1)海外の状況・動向の把握と提供(例:違反情報や海外の規格基準等の提供)
⇒結果として、事業者の基準遵守、自主的な品質管理活動に資する事になる。

(2) 検査体制の充実強化

(3) 検査機関の信頼性確保(精度管理)

⇒欧州連合の事例

(4) 公定法の考え方

⇒規格検査・規制分析に用いる分析法とは

以上

スクープ

食の安全に対する信頼を取り戻すため、食品衛生法が五十六年ぶりに根本改正されてから半年、効果をあげるかどうかは状況次第にかかっている。現場の取り組みを点検する。

輸入食品急増
検査比率が低下

[illegible]

食品衛生法改正から半年

食の安全
監視が追いつかず

[illegible]

市場を監視する
自治体も手薄

例えは海軍艦艇の「横断射」の
品・機能の「横断」で済む。世
間的には横断あるにわかれぬ
ものだが、横断を貫いているに
過ぎない。横断する態度や手段
は、横断を横断する必要がある
横断射のたてかたでは同じ。

[illegible]

Year	Number of people (thousands)	Percentage (%)
1975	95	1.2
1980	100	1.1
1985	105	1.0
1990	110	0.9
1995	115	0.9
2000	120	0.9
2005	125	1.0

国内の環境学習と自然再生活動の概観
 (注1)74年度から90年度、今の数字は平成10年度までの数字、2001年度まで)



態勢強化に知恵

[illegible]

「この本は、一冊の『新編』と、二冊の『旧編』に分かれています。『新編』は、明治維新から大正時代にかけての政治、経済、社会、文化の発展を、『旧編』は、明治維新以前から明治維新までの政治、経済、社会、文化の発展を、それぞれ詳しく解説しています。『新編』は、明治維新から大正時代にかけての政治、経済、社会、文化の発展を、『旧編』は、明治維新以前から明治維新までの政治、経済、社会、文化の発展を、それぞれ詳しく解説しています。」

[illegible][illegible]

その意味のあり方は、その
群像に依り、異なる。